

## スリランカ・ベトナムへのチャーター便での強制送還に抗議する

2014年12月27日

入管ウォッチャーズ

2014年12月17日に、今年度最初のチャーター便での強制送還が行われた。スリランカ人が26人とベトナム人6人の計32人がその対象となった。これは昨年のフィリピン、タイに続く三度目のものだった。

今回も以前から指摘している問題点が残されたままで行われている。チャーター便での退令執行なので、期限を切って退令執行する者を集めようとする。それゆえに本来は退令執行してはならない者までをも対象としている。

家族が日本に定住しており家族分離となる者や、退去強制令書の発布、難民申請不認定の裁決が行われたが、まだそれら処分の取消訴訟の出訴期限内にある者までも退令執行していることが指摘される。これは昨年も指摘したことが、訴訟や難民申請や仮放免申請などが起こせないように、弁護士や支援者との連絡を絶ち、不意打ちをかけて送還をしているのである。

これらのことは国際人権自由権規約や難民条約に反するものである。2014年8月20日の国連・自由権規約委員会による「日本の第6回定期報告に関する最終見解」でも次のように勧告されている。

「移住者が強制送還中に不当な扱いの対象にならないことを保障するための全ての適切な措置をとること」「国際的保護を求める全ての人々が、(保護の可否にかかる)決定及びルフールマン(迫害を受ける危険のある国家へ追放・送還すること)からの保護に対する公平な手続へのアクセスが与えられることを保障し、否定的な決定に対し(退去強制の)停止効果を有する独立した上訴メカニズムへアクセスすることを保障すること」(19パラ a,b)

後半は処分の取消を求める訴訟の出訴期限内は退令執行しないことを勧告しているにもかかわらず、今回もその権利を保障することなく行っている。これは明らかに国連・自由権規約委員会の勧告を無視するものである。

昨年のフィリピンへのチャーター便の強制送還で約1600万円、タイへの強制送還で2400万円もの金額を要していることから、今回はそれ以上のものが使われていると推測される。予算を消化するために、このような国連・自由権規約委員会からの勧告をも無視する、それどころかそれに挑戦しようという態度は決して許すことのできないものである。

当分の間、これまでのような退令執行には使用せず、帰国に同意した者の送還に限定することを求めるものである。